



3生消取第503号
令和3年8月10日

公益社団法人日本通信販売協会
会長 栗野 光章 様

東京都生活文化局
消費生活部長 工藤 穰治



インターネット上の広告・表示の適正化について（要望）

日頃から、東京都の消費生活行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都は、平成21年度から、景品表示法に違反するおそれのあるインターネット上の広告の監視を継続的に実施しており、不当な広告・表示については事業者への改善指導等を行っております。

この度、令和2年度の同事業の結果について、別紙報道発表資料のとおり概要をまとめ、消費者に情報提供を行いましたので、お知らせいたします。

本件について、会員各位にご周知いただくとともに、下記により、インターネット上の広告・表示の適正化に一層御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 貴団体関係事業者が広告・表示を行う場合、表示の根拠となる客観的な事実を確認した上で表示を行うように、貴団体としてより一層、各種方策に取り組んでください。
- 2 消費者に対する責任を自覚して広告・表示を行うよう、貴団体関係事業者に対し、景品表示法や特定商取引法などの法令の遵守について、より一層の徹底を図ってください。

【担当】東京都生活文化局消費生活部取引指導課 中村・市原
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階
電話 03-5388-3066